

鳥取市低公害塵芥車導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市低公害塵芥車導入促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、塵芥収集に起因する大気汚染対策及び地球温暖化対策の一環として、低公害塵芥車の導入を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車であって、電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車ハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (2) 「新車」とは、初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた自動車をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規定する者が自ら所有するために、別表の第2欄に掲げる要件を満たす別表の第1欄に掲げる低公害車両（以下「対象車両」という。）を購入する事業とする。

(補助対象事業者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市から一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者であって、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に継続して1年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金の滞納がないこと。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、別表の第3欄に掲げるところにより算出して得た額（1,000円未満の端数はこれを切り捨て、補助対象事業者が消費税の課税事業者である場合は算定の際に当該算出した額から仕入控除税額（当該算出した額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第4欄に掲げる額を限度額とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前日までに、規則第4条の規定による申請を行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(様式第1号)
- (2) 対象車両及び当該車両と同程度の通常車両購入に係る見積書の写し
- (3) 対象車両の仕様を説明する資料
- (4) 市税等納税状況確認同意書(様式第1号の2)
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 本補助金の申請をしようとする者は、本補助金の交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に係る額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 対象車両の変更
- (2) 本補助金の増額を伴う変更
- (3) 本補助金の4割以上の減額を伴う変更

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条各号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書及び収支決算書(様式第2号)
- (2) 対象車両の購入に係る領収書の写し
- (3) 対象車両の自動車検査証の写し
- (4) 対象車両の全体の写真

3 第8条前段の規定による交付決定を受けた者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額

に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を越えるときは、その超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 第8条前段の規定による交付決定を受けた者は、実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により対象車両に係る仕入控除税額が確定した場合において、その金額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに書面により市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてその超える額を返還しなければならない。

（財産の管理）

第11条 補助金の交付を受けた者は、対象車両をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って適正な運用を図らなければならない。

（財産の処分）

第12条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産にあつては、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当する財産とする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の車両
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

- 3 本補助金の交付を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、処分制限期間内に規則第16条本文の規定による承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（収益納付）

第13条 交付事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産の処分により収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、交付事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、環境下水道部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

1 対象となる車両	2 対象となる車両の要件	3 補助金の算定	4 限度額
ハイブリッド自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・市内を走行する業務の用に供する塵芥車であること。 ・市内に使用の本拠地の位置を置く車両であること。 ・新車による購入であること。 	対象車両の本体価格と当該車両と同程度の通常車両の本体価格との差額に1/2を乗じて得た額	500,000円

様式第1号の2（第7条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市低公害塵芥車導入促進事業補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・下水道利用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。